

静岡県告示第772号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2- [2, 5-ジメトキシ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン及びその塩類 (通称名 2C-TFM)	平成29年11月1日
メチル=2- (4-フルオロフェニル) -2- (ペペリジン-2-イル) アセテート及びその塩類 (通称名 4-Fluoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH)	平成29年11月1日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。